

公立大学法人神戸市看護大学労働者の過半数代表者選出等に関する要綱

2023年2月8日
制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）に基づく公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）が作成する就業規則についての意見聴取及び労働者と使用者との協定（以下「労使協定」という。）の締結並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく衛生委員会委員の推薦等に係る労働者の過半数の代表者（以下「過半数労働者」という。）の選出等に関し必要な事項を定める。

(過半数を超える労働組合がある場合)

第2条 法人における労働者の過半数が所属する労働組合がある場合は、この要綱に基づく過半数代表者の選出は行わないものとする。

(過半数代表者の資格)

第3条 次の各号に掲げる者は、過半数代表者になることができない。

(1) 学長

(2) 公立大学法人神戸市看護大学職員の管理職手当の支給に関する細則（2019年4月細則第27号）に定める管理職手当の支給を受ける職にある者

(過半数代表者の任務)

第4条 過半数代表者は、次の各号に掲げるものを行う。

(1) 労基法その他の法令に基づく就業規則その他これに類するものに関する意見の提出

(2) 労基法その他の法令に基づく労使協定の締結

(3) 労働安全衛生法に基づく衛生委員会委員の推薦

(任期)

第5条 過半数代表者の任期は、この要綱により選出された日から1年間とする。

2 前項の規定に関わらず、任期中の退職等により過半数代表者に欠員が生じた場合は、この要綱により改めて過半数代表者を選出し、任期は公立大学法人神戸市看護大学過半数代表者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

3 過半数代表者は、再任されることができる。

(過半数代表者の選出方法)

第6条 過半数代表者の選出方法は、法人における労働者による選挙（以下「選挙」という。）により行う。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙を行うために、委員会を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

(1) 過半数代表者が指名する職員2名。ただし、任期中の退職等により過半数代表者に欠員が生じた場合は、職員で組織する労働組合が指名する職員2名

(2) 理事長が指名する職員2名（前号に掲げるものを除く。）

3 委員は、過半数代表者に立候補した場合は、委員としての資格を失う。

4 委員は、当該選挙が終了したときに、その任期を終えるものとする。

5 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

6 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

(招集及び議事)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選挙有権者)

第9条 過半数代表者の選出手続に参加する選挙有権者(以下「選挙有権者」という。)は、次条の規定に基づく公示日から起算して10日前の日(以下「基準日」という。)時点で法人に在職している者で、様式第1号による公立大学法人神戸市看護大学過半数代表者選出選挙有権者名簿(以下「選挙有権者名簿」という。)に登録されたものとする。

2 委員会は、選挙有権者名簿に登録された者が、選挙投票日までに法人に在職しなくなったときは、選挙有権者名簿から抹消する。

3 委員会は、指定の場所において選挙有権者名簿の縦覧を行う。

(過半数代表者選出の公示)

第10条 委員会は、過半数代表者の選出に係る次の事項を公示するものとする。

(1) 過半数代表者の選出を行うこと

(2) 過半数代表者の選出手続及び日程

(3) 過半数代表者の候補者になろうとする者(以下「立候補者」という。)及び選挙方法

(過半数代表者の立候補)

第11条 立候補者は、次の各号に掲げる書面を委員会が指定する日までに、委員会に提出しなければならない。

(1) 様式第2号による公立大学法人神戸市看護大学過半数代表者選挙立候補届出書

(2) 様式第3号による公立大学法人神戸市看護大学過半数代表者選挙立候補所信表明書(以下「所信表明書」という。)

2 前項の委員会が指定する日までに、前項各号に掲げる書面の提出がなかったときは、委員会は、当該日を延長することができる。

(過半数代表者の選挙の方法)

第12条 過半数代表者の選挙は、投票用紙による投票の方法により行う。

2 前項の投票の結果、選挙有権者の過半数の票を得た者を過半数代表者とする。

(信任投票等)

第13条 前条の規定にかかわらず、立候補者が1人の場合は、当該立候補者について信任投票を行うものとする。

2 前条第1項の投票の結果、選挙有権者の過半数の票を得た者がいない場合は、最多の得票者について信任投票を行うものとする。ただし、最多の得票者が複数いた場合は、当該者について、最多の投票者が1人になるまで投票を繰り返した後、信任投票を行う。

3 第1項又は第2項の規定に基づく信任投票の結果、選挙有権者の過半数の信任の票を得た者を過半数代表者とする。

4 第1項又は第2項の規定に基づく信任投票の結果、当該信任投票に係る立候補者が選挙有権者の過半数の信任の票を得なかった場合は、当該立候補者を信任しない者が選挙有権者の半数を超えないときは、選挙有権者の過半数の信任を得たものとみなし、当該者を過半数代表者とする。

(過半数代表者の選挙の結果)

第14条 委員会は、第11条又は第12条の規定に基づき過半数代表者を選出した時は、選挙の結果及び
信任投票の結果を公示するものとする。

(投票)

第15条 投票は、1人1票とする。

(無効票)

第16条 過半数代表者の選挙及び信任投票に係る次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しないもの
- (2) 所定の記入方法によらないもの
- (3) 白票

(投票用紙)

第17条 投票用紙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 第12条に規定する投票 様式第4号による過半数代表者選出投票用紙
- (2) 第13条に規定する投票 様式第5号による過半数代表者信任投票用紙

(開票)

第18条 開票は、委員会が行う。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、過半数代表者の選出等に関し必要な事項は、委員会が別に定
める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2023年2月8日から施行する。
(労働者代表選出規則の廃止)
- 2 労働者代表選出規則は、廃止する。

年 月 日

公立大学法人神戸市看護大学過半数代表者選挙立候補届出書

公立大学法人神戸市看護大学

過半数代表者選挙管理委員会宛

分野・課

職位等

氏名

私は、公立大学法人神戸市看護大学の過半数代表者に立候補します。

様式第3号」(第11条関係)

公立大学法人神戸市看護大学過半数代表者選挙立候補所信表明書

立候補者氏名	

様式第4号 (第17条関係)

過半数代表者選出投票用紙

投票する候補者1名に「○」を記入してください。

立候補者	立候補者	立候補者

様式第5号（第17条関係）

過半数代表者信任投票用紙

信任する場合は○を，不信任の場合×を記入してください。

